

令和5年6月22日

お客さま各位

平塚信用金庫

## 「平塚信用金庫 ひらしん通帳アプリ口座」に関する特約の改定について

平素は平塚信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、ひらしん通帳アプリの機能追加に伴い、「平塚信用金庫 ひらしん通帳アプリ口座」に関する特約を下記のとおり改定いたします。

改定後の特約は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承くださいませようお願いいたします。

### 記

#### 1. 改定日

令和5年7月3日（月）

#### 2. 改定する特約

「平塚信用金庫 ひらしん通帳アプリ口座」に関する特約

#### 3. 改定内容

詳細は次頁以降の「新旧対照表」をご覧ください。

#### 4. その他

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以 上

**TR**ibank Hiratsuka  
**平塚信用金庫**

「平塚信用金庫 ひらしん通帳アプリ口座」に関する特約 新旧対照表

新	旧
<p><b>1. (特約の適用範囲等)</b></p> <p>(1) この特約は、「平塚信用金庫 ひらしん通帳アプリ口座」(以下「通帳レス口座」という。)に適用される事項を定めます。</p> <p>(2) この特約は、次の規定(以下「関連規定」という。)の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。</p> <p>①定期性総合口座、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金共通規定                  ②定期性総合口座取引規定                  ③普通預金規定                  ④定期預金等共通規定                  ⑤自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)</p> <p style="text-align: center;">－中略－</p>	<p><b>1. (特約の適用範囲等)</b></p> <p>(1) この特約は、「平塚信用金庫 ひらしん通帳アプリ口座」(以下「通帳レス口座」という。)に適用される事項を定めます。</p> <p>(2) この特約は、次の規定(以下「関連規定」という。)の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。</p> <p>①定期性総合口座、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金共通規定                  ②定期性総合口座取引規定                  ③普通預金規定</p> <p style="text-align: center;">－中略－</p>
<p><b>9. (『ひらしん通帳アプリ』による定期預金取引に関する注意事項)</b></p> <p>(1) 『ひらしん通帳アプリ』により当金庫所定の定期預金取引を行うことができます。定期預金口座開設、新約及び預入については、『ひらしん通帳アプリ』に通帳レス口座として登録されている普通預金口座を総合口座(以下「登録総合口座(普通預金)」という。)とする場合に受け付けます。</p> <p>(2) 『ひらしん通帳アプリ』にて開設した定期預金口座については、当金庫が特に定める場合を除き、登録総合口座(普通預金)のお取引店とし、届出印鑑は登録総合口座(普通預金)の届出印鑑と共通とします。</p> <p>(3) 定期預金の預入れの取消を行う場合は、店頭での手続きが必要になりますので、店頭にてお申し出ください。</p>	

新	旧
<p><u>10.</u> (通帳レス口座の解約)</p> <p>— 中略 —</p>	<p><u>9.</u> (通帳レス口座の解約)</p> <p>— 中略 —</p>
<p><u>11.</u> (特約の変更)</p> <p>— 中略 —</p>	<p><u>10.</u> (特約の変更)</p> <p>— 中略 —</p>
<p>(令和5年7月3日現在)</p>	<p>(令和3年6月20日現在)</p>